

山村振興計画書

都道府県名	市 町 村 名	作成年度 (変更年度)
北海道	寿 都 町	昭和46年度 (令和2年度)
振興山村名	寿都町（旧市町村名：歌棄村、樽岸村、磯谷村）	
指定番号	昭和46年（第920号）	

I 地域の概況

1 自然的条件

（1）地理、地勢

本町は、北海道南西部、日本海に面し、函館市と札幌市のほぼ中間に位置しています。東は蘭越町、西は島牧村、南は黒松内町と境界を接し、東西 14.0km、南北 23.5km、総面積 95.25k m²となっています。

寿都湾を取り囲む弓状の土地のほとんどは森林、原野であり、隣接町村との境界線上に天狗山、幌別岳、母衣月山など、標高 500～800m 級の山々が連なり、侵食の進んだ砂岩・礫岩から成る山地が海岸に迫る地形になっています。このような地理的条件から、本町は平坦地が少なく、日本海に注ぐ二級河川「朱太川」の河口域に位置する湯別地区に扇央地がみられる程度です。

（2）気候

本町は、日本海に面していることから対馬海流（暖流）の影響を受け、令和元年の年間平均気温は約 8.6℃と、同緯度の地域に比べると比較的温暖であり、年間降水量は 1,178mm となっています。

その一方、年間を通して風が強く、農漁業や町民の生活などに悪影響を及ぼすことも多い気象条件となっていました。風力発電に活用することで強風を逆手に取った、自然エネルギーを活用したまちづくりを展開しています。

2 社会的及び経済的条件

（1）人口の動向

本町の人口は、昭和 55 年（1980 年）以降、5 年間で約 300～600 人規模の減少が続いており、平成 27 年（2015 年）には 3,137 人となっています。

年齢 3 区分別の人口割合では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少しているのに対して、老年人口（65 歳以上）の割合が増加しています。平成 27 年（2015 年）には老年人口の割合（高齢化率）が 37.0%となっており、全国（26.6%）や北海道（29.1%）に比べて人口の高齢化が著しいことがうかがえます。

寿都町の平成 27 年（2015 年）の老年人口と生産年齢人口の状態は、65 歳以上の高齢者 1 人を、生産年齢人口 1.4 人で支えている人口構造になっています。

■年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	寿都町全体			
	総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳人口)	老年人口 (65歳以上人口)
S55年	5,925 (100%)	1,305 (22.0%)	3,794 (64.0%)	826 (14.0%)
H12年	4,114 (100%)	467 (11.4%)	2,419 (58.8%)	1,228 (29.8%)
H17年	3,744 (100%)	376 (10.0%)	2,157 (57.6%)	1,211 (32.4%)
H22年	3,443 (100%)	336 (9.8%)	1,892 (54.9%)	1,215 (35.3%)
H27年	3,137 (100%)	319 (10.2%)	1,658 (52.8%)	1,160 (37.0%)

出典：国勢調査

(2) 産業構造の動向

本町の就業人口総数は、昭和55年2,614人、平成27年1,393人と35年間で47.0%減少し、これは同期間の総人口の減少率47.1%とほぼ同じです。

産業別では、第一次産業の就業人口が465人から137人(70.5%の減)、第二次産業の就業人口が800人から307人(61.6%の減)、第三次産業の就業人口が1,349人から942人(30.2%の減)と、全ての産業で就業人口が減少しています。

農業、漁業を中心とする第一次産業就業人口の減少が著しく、第一次産業就業者の高齢化と後継者不足が深刻なことがうかがえます。

■産業別就業人口の動向

(単位：人、%)

年度	寿都町全体				
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
S55年	2,614 (100%)	465 (17.8%)	800 (30.6%)	1,349 (51.6%)	0 (0.0%)
H12年	1,849 (100%)	205 (11.1%)	573 (31.0%)	1,071 (57.9%)	0 (0.0%)
H17年	1,729 (100%)	204 (11.8%)	515 (29.8%)	1,010 (58.4%)	0 (0.0%)
H22年	1,512 (100%)	174 (11.5%)	411 (27.2%)	926 (61.2%)	1 (0.1%)
H27年	1,393 (100%)	137 (9.8%)	307 (22.1%)	942 (67.6%)	7 (0.5%)

出典：国勢調査

(3) 土地利用の状況

本町の総土地面積は、平成 27 年（2015 年）で 9,524ha であり、そのうち山林が 84.6% を占めています。

耕地面積は、大規模な農用地の確保が困難なことから小規模経営農家が大部分を占めており、就業者の高齢化や後継者不足の問題もあり、平成 17 年の 94ha から平成 27 年には 28ha と減少しています。

■土地利用の状況

(単位：ha)

年度	寿都町全体						
	総土地面積	耕 地 面 積				その他	林野面積
			田	畑	樹園地		
H17年	9,536 (100%)	94 (1.0%)	7 (7.4%)	87 (92.6%)	0 (0.0%)	901 (9.4%)	8,541 (89.6%)
H22年	9,537 (100%)	58 (0.6%)	5 (8.6%)	53 (91.4%)	0 (0.0%)	848 (8.9%)	8,631 (90.5%)
H27年	9,524 (100%)	28 (0.3%)	2 (7.1%)	26 (92.9%)	0 (0.0%)	1,443 (15.1%)	8,053 (84.6%)

出典：農林業センサス

(4) 財政の状況

本町の財政規模は、平成 30 年度一般会計決算分で、歳入 53 億 2,755 万円、歳出 52 億 7,619 万円となっています。

財政力指数は 0.14 前後で推移し、国の交付金等を活用して老朽化した公共施設の改修などを行う投資的経費の累増が地方債残高の増加を招き、平成 25 年度に実質公債費比率が 18.6%になったことから、平成 26 年度に地方債許可団体となり、公債費負担適正化に取り組み、平成 30 年度には 13.6%まで改善しましたが、今後も行財政改革への取り組みと財政基盤の安定強化を図り、将来の収支改善の努力を続けることが求められています。

■財政の状況（一般会計）

（単位：千円）

区 分	平成 25 年度	平成30年度
歳入総額 A	4,097,925	5,327,552
一般財源	2,213,119	2,215,121
国庫支出金	195,516	304,042
道支出金	279,683	104,823
地方債	399,000	540,239
うち過疎債	682,500	341,100
その他	1,010,607	2,163,327
歳出総額 B	4,070,418	5,276,186
義務的経費	1,368,632	1,576,834
投資的経費	811,448	895,843
うち普通建設事業	811,448	855,201
その他	1,261,187	2,369,268
過疎対策事業費	629,151	434,241
歳入歳出差引額 C (A-B)	27,507	51,366
翌年度へ繰越すべき財源 D	46	8,101
実質収支 C - D	27,461	43,265
財政力指数	0.13	0.14
公債費負担比率	21.5	23.3
実質公債費比率	18.6	13.6
経常収支比率	84.2	86.1
地方債現在高	6,613,584	6,497,771

出典：平成25年度～平成30年度地方財政状況調査

Ⅱ 現状と課題

1 これまでの山村振興対策の評価と問題点

本町は、昭和 30 年、寿都町と旧歌棄村、旧樽岸村、旧磯谷村の 1 町 3 村の合併により誕生し、現在に至っています。

昭和 46 年度に振興山村の指定を受けて以来、産業振興や社会生活環境等の整備を中心に各種施策を講じ、それぞれの分野で以下のような成果がみられています。

- ①産業面では、漁港及び増養殖事業をはじめとする漁業関連基盤施設の整備や、海を守る植樹活動、藻場造成など磯焼けに対する対応。
- ②生活面では、道道の拡幅事業や町道の改良・舗装率向上、公営住宅の建替え、公共交通の確保などによる利便性の向上。
- ③情報通信分野では、高速・大容量インターネット環境の整備の他、テレビの地上デジタル放送中継局等の整備による生活環境の充実。
- ④観光面では、寿都温泉ゆべつのゆの円滑な運営による利用の向上の他、道の駅「みなとま〜れ寿都」を中心とした、地域資源を活用したイベントや体験型観光等の充実。
- ⑤保健・福祉・医療面では、地域医療体制の整備や医療と連携した各種健康づくり事業の展開。
- ⑥教育・文化面では、教育環境の充実の他、生涯学習拠点及び健康増進・体育環境の充実、歴史的文化資産の保存活用。

今後は、本町の特色や地域資源を最大限に活用し、漁業、観光をはじめとする産業分野や教育・福祉分野の事業展開が課題となっています。

2 山村における最近の社会、経済情勢の変化

漁業における漁獲量の減少や農業における安価な輸入農畜産物の増加、そして、農林漁業者の高齢化・担い手不足など、漁業・農業経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。若年者の都市部への流出も続いており、地域の活力は低下しています。

本町の基幹産業である漁業は、漁業就業者や漁業経営体の減少、高齢化の進行などから、このままでは地域全体の活力の低下が懸念される状況にあります。

しかし、本町においては、漁業、水産加工業は町を象徴する産業として、かけがえのない役割を果たしていることから、今後とも、漁港や漁港関連施設の整備・維持補修の推進、漁場の適正管理や環境に配慮した取り組みを行い、各種増養殖事業の推進による漁家の安定収入の確保や後継者の育成を促進するとともに、水産加工業の継続的な発展を図る必要があります。

農業については、地勢・地形上の制約から、小規模経営が主体であるため、生産性が向上せず、後継者も育たないため、高齢化が著しく、農家数が減少しており、小規模でも付加価値の高い農業経営を進めることが求められています。

また、商業については、近年の自家用車の普及、道路交通網の整備、近隣市町村への大型商業店の進出などにより町内消費者の流出が顕著になっています。

3 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本町の人口は、少子高齢化や生産年齢人口の減少が著しく、地域社会の基盤となっている

農業、漁業就業者の高齢化や後継者不足による経営規模の縮小や離業が深刻な問題になっています。

また、本町の土地の大部分は国有林・道有林であること、地形状、利用可能な土地が限られていること、そして、古くから街区が形成されたことから、道路幅が狭隘で二次改良が難しい地域や、未利用農地の荒廃拡大など、土地の適正利用が求められています。

4 山村における新たな課題

①高齢化社会への対応

本町は高齢者(65歳以上)の割合が高く、核家族化や若年層の域外流出などにより、単身高齢者等が増加傾向にあります。高齢化に伴い地域での生活が困難となり、高齢者の転出も増え、居住実態のない家屋(廃屋・空き家)の利活用や安全対策を推進していくことが必要です。

②高度情報化の推進

高度情報社会の到来は、地域でも教育、保健、福祉、医療、産業、行政などの情報化が一段と求められ、個人情報保護やセキュリティ対策の充実などを基本にしながら、時代環境に即した情報通信基盤の整備と地域情報ネットワークの構築が必要となっています。

③多様化する住民ニーズへの対応

近隣市町村への大型店舗の進出やインターネットの更なる進展等による消費スタイルの変化に伴い、購買力は近郊都市へ流出する傾向にあり、住民ニーズに対応した魅力ある商業環境の形成が求められています。

④安全・安心のまちづくり

近年、自然災害の頻発や特殊詐欺の多種多様化などに対する防災・防犯意識が高まっており、今後は、様々な分野で生命と暮らしを守る安全・安心なまちづくりを総合的に進めていくことが重要になっています。

⑤環境重視の循環型社会への総合的・継続的な取り組み

「寿都湾」は本町の産業の中核となる貴重な地域資源です。豊かな山からの養分が川から海へつながり、寿都湾の恵みとして町民生活を潤すという大きな自然循環の源になっています。

この海の恵みをもたらす森林は、水を蓄えるだけでなく、自然災害の発生防止や温室効果ガスの抑制に重要な役割をもっています。この豊かな自然を守り、活かすためには環境教育、環境学習の総合的で継続的な推進が重要な課題となります。

「風」という地域資源を活用した風力発電は、寿都町のまちづくりのシンボルになっています。長年にわたる風力発電施設運営の経験を活かし引き続き風力発電事業を推進し、また新たに町で活用が可能なエネルギーについて調査を行い、積極的な再生可能エネルギーの活用を検討していく必要があります。

Ⅲ 振興の基本方針

1 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴を抱える問題点等

本町は、寿都湾からもたらされる海の恵みによる漁業や水産加工業を中心に発展してきましたが、近年は回遊魚の生産不安定化や根付資源の減少が顕著になってきたことなどから、「育てる漁業」「資源管理型漁業」を積極的に推進しており、今後も水産資源の維持・増大を図るため、資源管理の徹底と海域環境の保全など水産業を支えていく体制づくりが重要です。同時に、後継者不足や高齢化が進んでいることから、人材の確保・育成を推進する必要があります。

また、農業についても、小規模農地による経営が中心のため、生産性が向上せず、後継者不足や高齢化が著しく、通年での施設栽培型農業や、高付加価値化など新たな農業スタイルへの転換が強く求められています。

人口の減少に加えて、自家用自動車の普及、道路交通網の整備、近隣市町村への大型商業施設の進出などにより町内消費者が流出し、町内消費が著しく減少しています。

本町は、函館市と札幌市の中間に位置しておりますが、観光客の大半は釣り客や海水浴であり、日帰り観光が多く、海、山などの自然環境や文化財といった既存の観光資源の活用による滞在型観光や産業間連携による体験型観光への展開が求められます。

2 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

本町は、寿都湾からもたらされる海の恵みにより漁業や水産加工業を中心に発展してきた町です。

近年は、日本海沿岸における資源の減少、磯焼け問題や魚価の低迷が続き、深刻な問題となっていますが、今後も、海を守り育てることを基本に、地域産業全体への波及効果を高める施策を展開します。

また、地域の各産業と観光との連携による本町の特色を活かした滞在型・体験型観光を展開して、交流人口の増加による町の産業全体の活性化を図ります。

寿都湾をはじめとする豊かな自然環境、歴史的建造物、風力発電施設、観光拠点施設等、あらゆる地域資源を有効活用し、雇用の創出や地域経済の底上げを図ります。

3 山村振興の目標を達成するための主な方法

①産業の振興

- ・農業：通年での施設栽培型農業を核として次世代型施設園芸への転換と拡大推進を図り、水耕（バジル）栽培による新たな農業スタイルを確立し雇用を創出します。
- ・漁業：漁港や漁港関連施設の整備・維持補修の推進、漁場の適正管理や環境に配慮した取り組みを行い、各種増養殖事業の推進により漁家の安定収入の確保や後継者の育成を促進します。
- ・商業：多様な消費者ニーズに対応したサービス提供と魅力ある商店街づくりを支援します。
- ・観光：豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用した施策の展開や、体験型観光等の充実による交流人口の拡大を図り、その効果が産業全体へ波及する取り組みを推進します。

②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路整備の促進、除排雪体制の改善、公共交通機関の確保に努めます。また、情報通信の高速・大容量化など情報通信環境の整備を推進します。

③生活環境の整備

ごみの排出量抑制や収集処理、し尿収集処理体制の適切な運営、葬斎場・墓地の適正な維持管理、廃屋対策や上水道の安定供給、下水道の適切な維持管理など、生活環境の整備を推進します。

④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が、住み慣れた地域で身心ともに健やかに生き生きと生活できる各種保健福祉・介護保険サービス供給体制と介護予防等の充実。また、障がいのある人（児）やひとり親家庭が、地域と関わりながら安心して生活し、地域社会の活動に参加するための各種サービスや相談・支援体制の整備により地域福祉の向上を推進します。

⑤医療の確保

町内医療体制を充実すると同時に、疾病予防の取り組みや、町民の健康づくり活動を促進します。

⑥教育の振興

生涯学習施設の適正管理や、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備、地域の自然、歴史・文化などを学ぶ機会の創出など、充実した教育環境を構築します。

⑦地域文化の振興等

芸術鑑賞や発表の機会など町民が幅広く芸術文化に関心を持てる事業を実施し、また、町内文化団体の育成・支援や郷土の歴史の継承、文化財の保護・活用を推進します。

⑧集落の整備

移住・定住の促進、計画的な土地利用の推進による地域活力の再生。

IV 振興施策

1 振興施策

(1) 交通施策

【道路】

A 幹線道路へのアクセス、避難路としての利活用のため、町内交通の円滑化を図り、計画的な道路整備を推進します。

B 舗装補修、道路関連施設、交通安全施設などの維持管理及び円滑な除排雪体制の充実を推進します。

【交通機関】

C 本町唯一の公共交通機関であるニセコバスと関係町村との連携により、町民の利用状況を検証しながら、ニーズに合った公共交通機関の確保に努めます。

D 町内を運行する町有バスを能率的かつ適正に運行管理します。

(2) 情報通信施策

A 難視聴対策として近隣自治体と連携したテレビ中継局の運営など、快適な受信環境の整備に努めます。

- B 高速・大容量化など社会情勢に対応し、地域間格差のないよう光回線の整備等により情報通信インフラの向上に努めます。
- C J－A L E R Tや防災行政無線など定期的な導通試験や点検により情報伝達体制の確保に努めます。

(3) 産業基盤施策

【農業】

- A 広域中山間農村地域総合整備事業で整備された農業水利用施設など、農業基盤施設の有効活用と維持管理を推進します。

【水産業】

- B 第3種漁港である寿都漁港整備の早期完成を目指すとともに第一種の各漁港関連施設の機能強化や海岸保全施設の整備促進を図ります。
- C 漁港を活用した蓄養施設の充実、漁業生産の向上を目指し、高鮮度保持及び付加価値向上対策として現有施設の利用拡大を図ります。
- D 漁業従事者の高齢化が進む中、就労改善や作業効率さらには利便性の確保など、高齢化に対応した漁港整備を図ります。
- E 衛生管理型漁港の整備を推進し、衛生管理マニュアルに基づく生産及び流通などに係る各種の対策を行い、消費者の安全・安心な「食」への要求に応えるため、生産から流通にわたる一連のガイドラインの構築を推進します。
- F 漁場整備により、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境を創出するため魚礁を設置し、資源の維持・回復を図ります。
- G 環境生態保全活動として施肥事業を積極的に展開し、藻場の再生を図ります。また、寿都湾の保全活動の一環として、流域への植樹活動を促進します。
- H 磯根資源の密漁対策など「資源管理型体制」の徹底と強化を図ります。
- I 生産性の向上を図るため、漁場の高度利用や平磯など未利用漁場の利活用を推進します。
- J 健苗性の高い地場産の稚貝を生産するため、ホタテ貝の採苗施設整備を推進し、ホタテ養殖漁業の安定化、生産性の向上を図ります。
- K 営漁指導体制の強化促進や健全な漁協経営基盤の確立を支援します。
- L 産地市場として物流の効率化、集荷・出荷体制の強化、衛生管理の徹底など新たな市場の役割を確立し、市場機能の魅力の向上を図ります。

(4) 経営近代化施策

【農業】

- A 寿都町蔬菜園芸生産組合に対し種子購入や土壌改良、施肥などの助成を行ない、営農指導の強化と営農体制の近代化に取り組み、農業経営の安定化を図ります。
- B 再生可能エネルギーを活用した施設栽培の導入を推進し、高付加価値農業を推進します。

【水産業】

- C 水産資源の適正管理のため、新技術導入の検討など、試験研究機関と連携し漁業生産技

術の向上を図ります。

- D ICT技術などを活用し、資源管理及び漁場の高度利用を図ります。
- E 生産性が期待される魚貝類の増養殖事業の展開を図るとともに、広域性魚種については、沿岸町村との連携により、新たな生産の可能性を追求します。
- F 漁業経営の効率化と生産コストの軽減化を図り、協業化・共同化の促進を目指します。
- G 「地産地消」「食」の安全や大切さを教える「食育」、さらには「スローフード運動」などを展開し、学校給食や漁業体験学習への活用など、「地域の食文化」の推進を図ります。
- H 消費者ニーズに対応した信頼性の高い水産物の供給体制の確立を図ります。
- I 安全・安心をキーワードとして、漁獲から流通まで徹底した品質保持を行うとともに、衛生管理、鮮度保持を徹底した水産物の品質向上による高付加価値化を推進します。
- J 水産加工業の経営体質の強化に向け、原料の安定確保のため、域内水産物の割合を高めるなど収益性の高い経営を促進します。また、衛生管理体制を確立し、新商品開発の促進など水産加工業の育成を図ります。さらに、深刻な労働力不足を解消するため、IoTの導入を推進するとともに外国人を含めた人材の確保に努めます。

(5) 地域資源の活用に係る施策

【農業】

- A 基盤整備が行なわれ生産性の高い農地については、今後も引き続き有効利用するとともに、耕作放棄地となった農地については、活用方法を検討し、遊休農地の未然防止を図ります。
- B 都市との交流やグリーンツーリズムなどの取組と連携した観光型農業経営など、創意工夫により、地域における流通や販売体制の確保を図ります。
- C 農業振興ハウスによる通年型栽培と、生産から加工・販売までを担う第6次産業化を推進し、同時に農産物の付加価値向上・ブランド化、販路拡大等により安定した農業経営を確立することで、農業振興と雇用の拡大を図ります。

【水産業】

- D 資源の持続的利用や付加価値向上など漁業生産の安定と所得向上のため、漁業者や漁協とともに資源管理体制の構築に努めます。
- E 資源管理計画を確実に実行することで水産資源の持続的利用を図ります。
- F 町、漁協、加工協、観光物産協会など関係機関が連携し、漁業と観光の融合による町の賑わいを創出することで町の活性化を図ります。
- G 町内イベントや町外で行われる催事などにより、地元水産物のPR活動と販売拡大を推進します。
- H 地域に根付いた新たな統一ブランドの確立、商品管理の高度化を推進します。
- I 未・低利用資源を活用した加工製品の開発や販売促進などを推進します。

(6) 文教施策

【文化】

- A 文化資産の状態を把握しリスト化するなど、文化資産の適正な保存に努めます。

- B 寿都町歴史文化基本構想に基づき、文化資産の活用や新たな文化財の発掘など町民と協働しながら取組を進め、歴史を活かしたまちづくりを推進します。
- C 寿都町の歴史文化にふれあう機会を提供するとともに、町内外に広くPRをし、ふるさと意識の高揚を図ります。

【教育】

- D 町内小中学校の校舎・グラウンド等は、寿都町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を実施し、安全・安心な教育環境の維持管理に努めるとともに、学校開放での施設の有効活用を推進します。
- E コミュニティ・スクールを活用し、家庭・学校・地域が一体となり、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- F 子どもたちが、本町の自然・環境及び歴史・風土とふれあい、地域を学ぶ機会を創出するため、キャリア教育の充実を図ります。
- G 家庭、学校、地域が一丸となった学校支援地域本部事業ボランティアの充実を図るとともに、次代を担うリーダーの育成を推進します。

(7) 社会、生活環境施策

【生活環境】

- A 簡易水道施設について、水道水の安定供給のため、継続的な漏水調査や計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。
- B 下水道の加入促進とともに、寿都湾の水質保全のため、最終処理施設等の計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。
- C 下水道区域外については、合併処理浄化槽の加入促進とともに、維持管理に努めます。
- D 葬斎場・墓地の適切な維持管理に努めます。
- E 地域消防力の強化のため、計画的な施設整備、車輛や機器の更新や保守、消防職員及び団員の育成訓練により、高齢化など社会情勢に対応した消防体制の強化を図ります。

(8) 高齢者福祉施策

- A 介護予防や生活支援を通じて、高齢者の自立支援及び重度化を防止するための取組を推進します。
- B 保健医療福祉の連携の強化と包括的な支援により、高齢者が住み慣れた地域での生活継続支援に向け体制を充実させていきます。
- C 事業者等との連携を図り、介護保険サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。

(11) 交流施策

- A 外国人観光客や個人旅行者などの多様なニーズに対応するための宿泊環境整備や受入体制の強化を図るなど、観光消費拡大に向けた取組を推進します。
- B 地域の伝統、文化、産業、景観などの特色を活かした体験型観光や観光ルートの創出に努めます。
- C 外国人観光客への対応や歴史案内など、総合的に対応できる人材を養成し、観光機能の

充実を図ります。

- D 各種情報発信ツールの活用などにより、まちの魅力を広く発信します。
- E 歴史的建造物の機能向上による新たな魅力の創出により、観光客の積極的な誘致を図ります。
- F 漁業や農業との連携や、「食の都」をテーマとした取組など、強みを活かした食と観光のまちづくりを推進します。
- G 異業種との交流、さらには産学官協働による観光づくりを推進します。
- H 地場産地域食材を活用したご当地グルメ開発など、地域の食を通じた魅力を発信します。

(12) 森林、農用地等の保全施策

- A 広域中山間農村地域総合整備事業で整備した農業水利用施設等農業基盤施設の有効活用と維持管理に努めます。
- B 無秩序な開発防止及び適切な土地利用を推進するため、農地台帳の整備・管理を図ります。
- C 森林の持つ公益的機能を伝え、住民が環境保全の大切さを学ぶ機会として緑化活動をはじめとする環境学習を推進するとともに「植える」「育てる」「使う」といった森林サイクルの意識向上を図ります。
- D 本町の基幹産業である漁業や水産加工業を守るため、継続して積極的な森林整備事業を推進します。
- E 継続的かつ安定的な森林整備を推進するため、基盤となる林内路網の計画的な整備と適正な維持管理に努めます。

(13) 担い手施策

- A 新規就農者の受入を推進するとともに、営農への積極的な支援を行ない、農業の担い手育成を推進します。
- B 新規漁業従事者を就業から定着まで町、漁協、漁業者が連携しサポートする体制を確立し、担い手の確保を図ります。また、次代を担う地域の子どもたちが、漁業を目指すきっかけになるよう漁業体験学習を推進します。

(14) 鳥獣被害防止施策

- A 有害鳥獣による農林漁業への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に従事する人材の育成を推進します。

(15) その他施策

- A 風力発電施設について適正に管理するとともに、新たな施設導入に向けた環境影響評価などの手続きを推進します。
- B 木質バイオマスなど、町に潜在する再生可能エネルギーについて調査し、活用を推進します。
- C 陸上及び洋上における風力発電施設の導入推進を図るため、事業者の選定や適地での導

入を行うための調査検討を推進します。

- D 観光客をもてなしの心で迎える体制づくりや、魅力的な各種イベント、近隣町村との観光ルートの開発、さらには独自の資源を活用した観光企画商品を提供するため、地域を包括した体制を構築します。
- E 地域の資源を活用しながら、新たな観光資源としてサイクルツーリズムを導入し、観光周遊ルートの形成を図ります。
- F NPO法人との協働や、観光地域づくり法人（DMO）の構築により、新たな商品開発や観光プログラムの創出を推進します。
- G 観光地域づくり法人（DMO）として、寿都町・島牧村協働の観光まちづくりの適切な推進体制の構築を図ります。

2 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙参照)	○

V 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく「辺地」を有する町に指定されています。

また、本町では、令和2年度を始期とする「第8次寿都町総合振興計画」を策定しています。さらに、同じく令和2年度を始期とした「第2期寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すこととしており、よって、振興施策の実施にあたっては、法令に基づくこれらの基本方針を踏まえながら、地域資源や特性を活用しながら産業の活性化や就業機会の確保に努めるものとします。